

環 政 第 7 2 1 号
令和 3 年 11 月 29 日

北陸電力株式会社
代表取締役 松田 光司 様

富山県知事 新 田 八 朗



(仮称) あさひ風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する環境保全
の見地からの意見について

令和 3 年 9 月 29 日 付けで送付のあった標記計画段階環境配慮書について、環境影響評価法第 3 条の 7 に基づく主務省令 (※) 第 14 条第 3 項の規定により、別紙のとおり意見を述べます。

※発電所の設置又は変更の工事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令 (平成 10 年通商産業省令第 54 号)

(別紙)

1 全般的事項について

- (1) 対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び取付道路等の付帯設備（以下「風力発電設備等」という。）の配置・構造又は位置・規模（以下「配置等」という。）など事業計画の検討においては、影響を受けるおそれのある環境要素について、現地調査を含む必要な情報の収集・把握を適切に行うこと。その結果を総合的に評価し、反映するとともに、その検討経緯及び内容について、環境影響評価方法書に具体的に記載すること。
- (2) 事業実施想定区域は、その全域が朝日県立自然公園の区域内にあるほか、その周囲には、城山鳥獣保護区や国指定天然記念物及び特定植物群落に指定されている宮崎鹿島樹叢が存在するなど自然的環境が豊かな区域である。このことを十分に認識したうえで、慎重に環境影響に係る調査、予測及び評価を行い、重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び風力発電機の基数削減を含む事業計画の見直しを行うこと。
- (3) 環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。
- (4) 環境影響評価の実施に当たっては、最新のデータの収集や先行事例等の知見の集積、各分野の専門家からの意見聴取に努め、得られた知見を事業計画や今後の調査、予測及び評価に反映すること。
- (5) 今後の手続きに当たっては、事業計画及び事業が環境に及ぼす影響について地域住民等への積極的な情報提供や丁寧な説明などにより、理解の促進に努めること。
また、インターネットによる環境影響評価図書の公表に当たっては、広く環境の保全の観点から意見を求められるよう、閲覧者の使用機器やソフトウェアなどのコンピュータ環境の違いによる利便性の著しい差異が生じないようにするなど、図書へのアクセスのしやすさが確保されるよう努めること。

2 個別事項について

(1) 騒音及び風車の影

事業実施想定区域の周囲には住居が存在することから、それらに対する騒音及び風車の影による影響が懸念される。また、超低周波音を含む騒音等については、不安の声がある。

このため、風力発電機の配置、機種を選定に当たっては、騒音及び風車の影の影響を回避又は極力低減できるよう十分配慮すること。

また、風力発電機による騒音の影響の調査、予測及び評価に当たっては、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（平成29年5月 環境省）を踏まえ、適切に実施すること。

さらに、騒音等の苦情対応については、環境省が定める「風力発電施設から発生する騒音等への対応について」に基づき適切な対応に努めること。

（2）地形及び地質

事業実施想定区域には、「富山県自然環境指針」において保全を要する地形である「親不知断層」及び「黒菱山断層」が存在することから、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、こうした優れた地形を損なうことがないように、専門家の助言を得つつ、十分配慮すること。

（3）動物、植物及び生態系

事業実施想定区域及びその周囲では、絶滅危惧種となっているイヌワシ、クマタカ等の希少猛禽類やクビワコウモリ等の希少なコウモリ類の生息が確認されている。

また、渡りを行うノスリや希少猛禽類のハチクマの移動が確認されているほか、その他貴重な動植物が生息・生育する地域である。

事業の実施により、風力発電機への衝突、移動経路の障害、土地改変や環境変化による生息地の消失等、動植物や生態系への影響が懸念される。

このため、動物や植物、生態系の現地調査の実施に当たっては、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（平成23年1月、平成27年9月修正版 環境省）や「富山県イヌワシ保護指針」（平成12年3月 富山県）、最新の知見を踏まえ、専門家の助言を得て適切な調査手法を選択し、調査範囲及び期間を十分確保するとともに、その結果を踏まえ、環境保全措置を講ずることにより、動植物や生態系への影響を回避又は極力低減すること。

（4）景観

事業実施想定区域は、朝日県立自然公園の区域内であり、同公園計画に位置付けられている道路の一部は利用者の展望の用に供されている。また、周囲には宮崎・境海岸各施設、城山集団施設地区、烏帽子山園地等の展望地となり得る場所が存在し、県内外から多くの利用者が訪れる場所となっている。

このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、これらの場所の利用状況を踏まえるとともに、評価の手法として「国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」（平成25年3月 環境省）を参照し、客観的な予測及び評価を行うことにより、眺望が障害されないよう配慮すること。

また、計画段階環境配慮書において圧迫感を伴う景観影響が予測されている城山公園やヒスイテラス等について、十分配慮するほか、朝日町等の居住地の多くから視認され、多数の住民が日常的に眺める景観が変化するものと考えられることから、関係自治体や地域住民及び眺望点の利用者等から広く情報を収集しその意見の把握に努めること。さらに、主要な眺望点や居住地等からの3Dモデルを用いた景観予測画像を作成するなど、景観への影響について地域住民等への十分な説明に努めること。

(5) 人と自然との触れ合いの活動の場

人と自然との触れ合いの活動の場について、関係自治体、住民や利用者への聞き取り等により適切に把握し、事業の実施に伴うそれら活動の場への影響について調査、予測及び評価を行い、その影響を回避又は極力低減すること。

事業実施想定区域に存在する「中部北陸自然歩道」及びその周囲の改変による影響が懸念されるため、詳細な現地調査を行うとともに、十分な予測及び評価を行い、風力発電設備等の配置等の検討を行うこと。

(6) 工事の実施に伴う環境影響

土地改変、工所用資材の搬出入、建設機械の稼働に伴う土砂及び濁水の流出、騒音・振動の発生等により動植物の生息・生育環境や水環境等への影響が懸念される。

このため、工事の実施等に伴う環境影響について、影響を回避又は極力低減するよう工事計画を含めた事業計画を検討するとともに、適切な調査、予測及び評価を行うこと。

特に、事業実施想定区域及びその周囲には土砂流出防備保安林、砂防指定地等が存在することから、土地の改変に慎重を要する地域である。

このため、風力発電設備等の配置等に当たっては、土砂の崩落及び流出の可能性の高い箇所の変更を回避するとともに、土地の改変量を可能な限り抑制するなどの十分な検討を行うこと。